豊川市緑化推進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、豊川市補助金等に関する規則（平成５年豊川市規則第４９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、緑豊かな景観の創出及び都市環境の改善を積極的に推進するため、愛知県が行う「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」に基づく間接補助事業により、緑の街並み推進事業（民有地の緑化事業）費に対し、予算の範囲内において交付する豊川市緑化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(1)　緑化施設　樹木、芝、地被類又はつる性植物で多年生のもの（以下「樹木等」という。）をいう。

　(2)　緑化対象面積　補助金を受けようとする敷地内の緑化施設面積で、都市緑地法施行規則（昭和４９年建設省令第１号）第９条第１号並びに第２号イ及びロの緑化施設の面積の算出方法により算出した面積をいう。

（補助金の対象）

第３条　市長は、緑化及び都市環境の改善を積極的に推進するため、豊川市内の市街化区域内及び市街化調整区域内の既存集落にある敷地又は建築物（以下「敷地等」という。ただし、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体が管理する敷地等は除く。）において、別表第１に定める緑の街並み推進事業における緑化事業（以下「緑化事業」という。）を行う者に対し、補助金を交付することができる。

２　補助金を受けようとする事業は、別表第２及び別表第３に定める全ての基準を満たしていなければならない。

３　交付を受けようとする緑化事業は、第７条に規定する補助金の交付決定の通知日以降に着手し、かつ第１０条に定める事業実績報告の手続が完了するものでなければならない。

４　補助金を受けたことのある敷地等における事業及び国又は他の地方公共団体等が行う他の補助金等を受ける緑化事業は、補助の対象としない。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、当該年度の予算の範囲内とし、別表第１に定めるとおりとする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

（交付申請書）

第５条　規則第４条第１項に規定する申請書の様式は、豊川市緑化推進事業費補助金交付申請書（様式第１号）とする。

２　前項の申請書は、緑の街並み推進事業の着手前までに提出しなければならない。

３　規則第４条第２項第４号に規定する添付書類は、次のとおりとする。

　(1)　事業計画書（様式第１－２号）

　(2)　事業費内訳明細書（様式第１－３号）

　(3)　事業に要する経費の見積書

　(4)　事業場所の位置図

　(5)　事業内容を表した図面等（計画平面図、緑化工法を記載した図面（断面図等））

　(6)　現況写真（補助対象となる緑化工事に関するもの及び着手前写真）

　(7)　事業実施敷地等所有者の承諾書

　(8)　管理誓約書（様式第１－４号）

　(9)　証明書（様式第１－５号）（市税納付確認用）

　(10)　その他市長が必要と認める書類

（変更承認申請等）

第６条　規則第６条第３号の承認を受けようとするときは、豊川市緑化推進事業費補助金変更承認申請書（様式第２号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

　(1)　事業変更計画書

　(2)　事業費変更内訳明細書

　(3)　事業に要する経費の見積書

　(4)　事業の変更内容を表した図面等（計画平面図、緑化工法を記載した図面（断面図等））

２　規則第６条第４号の承認を受けようとするときは、豊川市緑化推進事業費補助金中止・廃止承認申請書（様式第３号）により、市長に提出しなければならない。

（交付決定通知書等）

第７条　規則第７条の規定により行う通知は、豊川市緑化推進事業費補助金交付決定通知書（様式第４号）によるものとする。

２　事業内容の変更等の承認の通知は、豊川市緑化推進事業費補助金変更交付決定通知書（様式第５号）によるものとする。

（申請の取下げ）

第８条　規則第８条第１項に規定する市長の定める期日は、前条の通知書を申請者が受領した日から起算して１０日を経過した日とする。

（決定の取消通知書）

第９条　規則第９条第３項及び規則第１６条４項において準用する規則第７条の規定により行う通知は、豊川市緑化推進事業費補助金交付決定取消通知書（様式第６号）による。

（実績報告書）

第１０条　規則第１３条に規定する実績報告書の様式は、豊川市緑化推進事業費補助金実績報告書（様式第７号）とし、次の各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

　(1)　事業報告書（様式第７－２号）

　(2)　事業に係る図面（平面図、緑化構造図）

　(3)　写真（着手前、完了後）

　(4)　事業費用支払い領収書の写し又はそれに類するもの

　(5)　その他市長が必要と認める書類

２　前項の報告書は、補助事業が完了した日から起算して１４日を経過した日又は当該年度の３月１０日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定通知書）

第１１条　規則第１４条の規定により行う通知は、豊川市緑化推進事業費補助金確定通知書（様式第８号）による。

　（補助金の請求）

第１２条　補助金の交付決定を受けた申請者（以下「事業者」という。）は、前条の通知を受けた後、豊川市緑化推進事業費請求書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（表示板の設置）

第１３条　事業者は、あいち森と緑づくり税を活用した事業により事業を実施した旨の表示板（様式第１０号）を事業施工箇所に設置しなければならない。

２　前項の規定により設置した表示板が道路（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条に規定する道路をいう。）から目視することができない場所に設置されている場合は、事業者は敷地の接道部に別に表示板を設置しなければならない。

（樹木等の管理）

第１４条　事業者は、緑化事業が完了した後においても、樹木等の健全な育成及び管理に努めなければならない。

（状況報告）

第１５条　事業者は、補助事業の成果を確認するために豊川市長が必要と認めた場合、第１０条の通知を受けた日から３年を経過した日以降、豊川市緑化推進事業費補助金対象緑化施設状況報告書（様式第１１号）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

　(1)　事業場所の位置図

　(2)　事業に係る図面（計画平面図、緑化工法を記載した図面（断面図等））

　(3)　状況写真

（状況確認）

第１６条　市長は、第７条第１項の通知日以降であれば、事業者の承諾を事前に得た上で、補助金の交付を受けて事業を施行した敷地等に立ち入り、状況を確認することができる。

（財産の処分の制限）

第１７条　規則第２０条第１項ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定められている期間又はそれに準じるものと認められる期間とする。

２　市長は、事業者が承認を得て財産を処分したことにより収入を得たときは、規則第１７条第２項の規定によりその交付した補助金の全部又は一部を納付させることができる。

（公表）

第１８条　市長は、事業者の同意を得たときは、当該事業を優良事例として公表することができる。

　（雑則）

第１９条　この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２４年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年　４月　１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和　３年　４月　１日から施行する。

別表第１　あいち森と緑づくり都市緑化推進事業に基づく緑の街並み推進事業　（第３条、第５条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 緑化事業 | 対象規模 | 補助金交付額 | 補助対象経費 |
| 屋上緑化壁面緑化空地緑化駐車場緑化生垣設置 | 緑化対象面積50㎡以上生垣設置については延長15ｍ以上 | 10万(生垣設置の場合3万)円≦補助金交付額≦500万円とし、補助金交付額≦補助対象事業費×1／2（交付率）で、かつ以下の条件を満たす額。屋上緑化、壁面緑化、の場合、それぞれの緑化事業につき補助金交付額≦緑化対象面積×3万円／㎡駐車場緑化の場合補助金交付額≦緑化対象面積×2万円／㎡空地緑化の場合補助金交付額≦緑化対象面積×1万5千円／㎡生垣設置の場合補助金交付額≦生垣設置延長×5千円／ｍ　なお、緑化事業を重複して行う場合は、下記に定める額の合計額を補助金の額とする。ただし、その合計額が500万円を超える場合にあっては500万を上限とする。 | 　工事費について、屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化及び空地緑化の費用のうち、植栽、植栽基盤(土壌、軽量土、土壌改良材、防根層含む）、灌水施設に係る費用、生垣設置に係る費用及び表示板の設置に係る費用。　ただし、撤去費用、処分費用、ライトアップ器具費用及び人工芝、池、園路舗装（路盤、表層）、境界ブロック（舗装を留めるためのものに限る）の費用等を除く。　また、植栽については植栽した個体の生育期間が1年から2年程度しか見込めないもの及び土地・建物に定着していない移動可能なものは除く。　樹高4.0ｍ以上の樹木単価は15万円/本、樹高4.0ｍ未満の樹木単価は6万円/本を上限とする。 |

１　緑化対象面積の算出方法は、都市緑地法施行規則第9条第1号並びに第2号イ及びロの緑化施設の面積の算出方法を準用する。

２　交付対象経費には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まないものとする。ただし、各号に掲げる申請者にあっては、消費税等を交付対象経費に含めて交付金額を算定することができるものとする。

　(1)　個人事業者ではない個人

　(2)　消費税法における納税義務者とならない事業者

　(3)　免税事業者

　(4)　簡易課税事業者

　(5)　国もしくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表３に掲げる法人

　(6)　国又は地方公共団体の一般会計である事業者

　(7)　課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者

別表第２（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 緑化事業 | 評価基準 |
| 屋上緑化壁面緑化空地緑化駐車場緑化 | １　緑化施設が一般に開放されていること。２　緑化施設が公道に接していること、または緑化施設が接道から６０％以上見ることができること。３　管理者等の了承のもと必要に応じて見ることができること。４　高中木による植栽の面積が、緑化面積の２５％以上あること。 |
| 生垣設置 | １　植栽の延長の１０％以上かつ３ｍ以上公道に面していること。２　１メートル当たり２本以上植栽していること。３　植栽の樹高が０．６ｍ以上であること。 |

　備考　緑化事業ごとに、下記の当該各号に定める規定を満たすものとする。

　(1)　屋上緑化、壁面緑化の申請の場合

　　評価基準の項目４を除く各項目について、評価基準の少なくとも１つに該当すること。

　(2)　空地緑化、駐車場緑化の申請の場合

　　評価基準の各項目について、評価基準の少なくとも２つに該当すること。

　(3)　生垣設置の申請の場合

　　生垣設置の項目に定める評価基準のすべてに該当すること。

別表第３（第３条関係）

|  |
| --- |
| 補助金を受けようとする事業の基準 |
| １　緑化工法、緑化資材の営業を目的とした緑化事業並びに土地、建物に定着していない移動可能なもの（プランター等）に該当しないものであること。２　緑化事業により設置される緑化施設の管理をしようとする者（以下「管理者」という。）と補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、同一であること。ただし、管理者と申請者が異なる場合において、管理者と申請者の間で、当助成事業による補助を受けた緑化工事により設置される緑化施設の管理義務を管理者が負う旨の取り決めがなされているときは、管理者と申請者は同一とみなすものとする。３　申請者が、市補助金を受けた緑化事業により設置される緑化施設の存する敷地等の所有者と異なる場合は、当該敷地等の所有者の承諾を得たうえで申請すること。４　補助申請日において市税等を滞納していない申請者が行う事業であること。 |

　備考　各項目において全ての基準を満たさなければならない。